

第十九号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金
弔慰金裁定証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者 { 遺族年金
弔慰金 受給者 }

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第23条第1項第1号に規定する場合は、遺族年金を給すべきものと決定して（同法同条第2項の規定による場合を除く。）
第34条第1項の規定による弔慰金（同法
証
書
記号 } 第 号 (年 月 日付け) の遺族年金証書
弔慰金裁定通知書
を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けなかったが弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。